**駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」ロゴマーク使用規程**

（目的）

第１条　この規程は、駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定める。

（ロゴマークに関する権限）

第２条　ロゴマークに関する一切の権限は、駒ヶ根市に属する。

（使用の承認）

第３条　ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ駒ヶ根市長（以下「市長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１）駒ヶ根市が使用する場合

（２）新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

（３）その他使用承認を必要としないと市長が認める場合

（使用の申請）

第４条　前条の承認を受けようとする者は、ロゴマーク使用承認申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める団体等が申請を行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

（１）会社概要等、申請者の事業内容がわかるもの（既存パンフレット等で可）

（２）企画書等、ロゴマークの使用内容がわかるもの

（３）その他市長が必要と認める書類

（使用承認の基準）

第５条　市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、ロゴマークの使用が駒ヶ根市のイメージアップにつながると認め、使用を承認するときは、ロゴマーク使用承認書（様式第２号）を交付するものとする。

２　ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はこれを承認しない。

（１）駒ヶ根市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合

（２）消費者の利益を害する恐れがある場合

（３）特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがある場合

（４）特定の個人又は団体の売名行為に利用される恐れがある場合

（５）事業所等が自己のシンボルマークとして使用する恐れがある場合

（６）法令又は公序良俗に反する恐れがある場合

（７）その他承認することを市長が不適当と認めた場合

３　前項の場合、申請に要した費用等については、駒ヶ根市は一切の責任を負わない。

（使用承認の条件）

第６条　市長は、使用承認のために必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第７条　ロゴマークを使用する者（以下、「ロゴマーク使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）承認された使用目的のみに使用すること

（２）別に定めるロゴマークデザインマニュアルに従い正しく使用すること

（３）ロゴマークの一部のみを使用したり、又は変形したりしないこと。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

（使用料）

第８条　ロゴマークの使用料については原則として、無料とする。

（承認内容の変更等）

第９条　ロゴマーク使用者が、使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめロゴマーク使用変更申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、ロゴマーク使用変更承認書（様式第４号）を交付し、変更を承認するものとする。

（承認の取消し等）

第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク使用者に対し、使用承認の取消し及び使用物件の回収等の措置を講ずることができる。

（１）ロゴマーク使用者がこの規定に違反したとき

（２）ロゴマーク使用者が使用承認に付した条件に違反したとき

（３）申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき

（４）その他、ロゴマークの使用継続が不適当であると認められたとき

２　市長は、ロゴマーク使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査をすることができる。

（使用の非独占性）

第11条　ロゴマーク使用者は、市長が承認した用途に限定してロゴマークを使用し、それは非独占的になされるものである。

（経費等の負担）

第12条　駒ヶ根市は、本規程によりロゴマーク使用の承認を行った事業に対し、その事業に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第13条　駒ヶ根市は、ロゴマーク使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

（その他）

第14条　本規程に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この規程は、２０１４年４月１日から施行する。

[様式第１号]

駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」ロゴマーク使用承認申請書

　　年　　月　　日

　駒ヶ根市長　伊藤祐三　様

申請者

所在地：

団体名：

代表者：

　駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」ロゴマークを使用したいので、申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用内容 | 使用目的 |  |
| 使用方法 |  |
| 使用期間 | 　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 添付書類 |  |
| 備　　考 |  |

担当者連絡先

|  |
| --- |
| 団体名：部署名：担当者：電　話：ＦＡＸ：Ｅメール： |

[様式第２号]

駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」ロゴマーク使用承認書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

駒ヶ根市長　伊藤祐三

（ 公 印 省 略 ）

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」ロゴマーク使用について、承認します。

留意事項

１　ロゴマーク使用承認申請書の申請内容どおりに使用すること。

２　駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」ロゴマーク使用規程を遵守すること。

３　駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」ロゴマークデザインマニュアルを遵守すること。

特記事項

＝お問い合わせ＝

〒399-4192　長野県駒ヶ根市赤須町20-1 駒ヶ根市役所 産業部 商工観光課 観光係

℡0265-83-2111　内線442　FAX0265-83-1278 kankou@city.komagane.nagano.jp

[様式第３号]

駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」ロゴマーク使用承認変更申請書

　　年　　月　　日

　駒ヶ根市長　伊藤祐三　様

申請者

所在地：

団体名：

代表者：

　駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」ロゴマーク使用内容を変更したいので、申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用内容 | 変更内容 |  |
| 使用期間 | 　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 添付書類 |  |
| 備　　考 |  |

担当者連絡先

|  |
| --- |
| 団体名：部署名：担当者：電　話：ＦＡＸ：Ｅメール： |

[様式第４号]

駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」ロゴマーク使用変更承認書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

駒ヶ根市長　伊藤祐三

（ 公 印 省 略 ）

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」ロゴマーク使用変更について、承認します。

留意事項

１　ロゴマーク使用承認申請書の申請内容どおりに使用すること。

２　駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」ロゴマーク使用規程を遵守すること。

３　駒ヶ根市PRキャラクター「こまかっぱ」ロゴマークデザインマニュアルを遵守すること。

特記事項

＝お問い合わせ＝

〒399-4192　長野県駒ヶ根市赤須町20-1 駒ヶ根市役所 産業部 商工観光課 観光係

℡0265-83-2111　内線442　FAX0265-83-1278 kankou@city.komagane.nagano.jp